

第24回 SAC (Standards Advisory Council) 会議報告

I. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）の第24回基準諮問会議（SAC）が、2009年2月23日と24日の両日にわたり、ロンドンで開催された。日本からは、SACメンバーである金子誠一 社団法人日本証券アナリスト協会理事、米家正三 伊藤忠商事株式会社常勤監査役、オブザーバーとして金融庁より原寛之課長補佐が出席した。

なお、社団法人日本証券アナリスト協会による金融危機と会計基準のアンケート集計結果とそのプレスリリース¹及び金融庁による「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」を紹介する英文ホームページ²と中間報告の英文要約版が、それぞれ当日、席上配布された。以下、会議の主な概要を報告する。

II. オリエンテーション及び SAC の使命

2008年にSACメンバーの改選が行われ、多くのメンバーにとって、今回の会議が初めての参加となることから、国際会計基準委員会財団（IASC 財団）の概要に関するオリエンテーションが行われた。

SACの使命について、Cherry SAC議長からは、「SACはIASBのアジェンダに関してコンサルティングを提供しなければならない。また、SACメンバーは重要な団体の代表であり、IASBとのリエゾンの役割を果たしてもらいたい」との説明があった。また、Marteau SAC副議長から、以前のSACの反省点等として、「①時間が限られているため、明確に意見だけを述べること、②問題は、テクニカルな論点を取扱うことではなく、SAC用のペーパーが適切に要約されている必要があること、③SACはアドバイスをを行い、IASBが決議するのであり、SACが有益な意見をIASBに与えるためには、良い質問が必要となること、④議事録が質問に対する明確なメッセージとなること、⑤2008年11月のSACのプライベート企業のためのIFRSのセッションは不可欠な質問に焦点が置かれ、積極的な議論が行われた良い例であった」との説明が行われた。

「SACの議論がIASBにとって有用であったのか、IASBの見解を変えたのか等のフィードバックが必要である」（豪グループ100）、「アドバイザー・グループとして、ディスカッション・ペーパーの段階に焦点を置くことがIASBの方向性を形成する際に役立つ」（国際会計士連盟（IFAC））との意見が述べられた。また、SACにおける投票に関する質問（IFAC）に対し、Cherry SAC議長からは、「投票は適切ではないが、フィードバックは必要である」とのコメントがあった。

¹ 2008年12月2日のプレスリリースと添付資料である「金融危機と会計基準アンケート」集計結果「金融危機に対する会計基準の対応」（アンケート回答者向け解説資料）の英文（社団法人日本アナリスト協会ホームページ参照 <http://www.saa.or.jp/english/research/SAAJNEWSRELEASE081202.pdf>）

² 中間報告（案）は、企業会計審議会企画調査部会により取りまとめられ、金融庁ホームページで2009年2月4日よりパブリックコメントに付された（コメント期限は4月6日）。また、英文ホームページについては、<http://www.fsa.go.jp/en/news/2009/20090213-3.html> 参照

Ⅲ. IASB の作業計画

IASB ディレクターから、2009年2月時点における作業計画表に基づき、主要プロジェクトの進捗状況に関する説明が行われた。また、SACメンバーに対する質問は以下のとおりである（アジェンダ・ペーパー3第6項）。

- (a) アクティブ・アジェンダに載っているプロジェクトのうち、どれが最も重要と考えるか。
- (b) アクティブ・アジェンダに載っているプロジェクトのうち、一時中断すべきものはあるか。
- (c) IASB が対処すべき問題でアジェンダに載っていないものはあるか。
- (d) 関係者が大量のアウトプットに対処することに役立つように、IASB ができることはあるか。新しい規定の発効日、早期適用を認めるかどうか、及びコメント期間などについて検討することも可能である。

新基準及び 主要プロジェクト	直近の公表物	公表予定					最終公表物の予定	IASB-FASB 共同作業	
		2009 Q1	2009 Q2	2009 H2	2010 H1	2010 H2		MoU ¹	Joint ²
共通支配下の取引							TBD		
連結	ED	RT		IFRS				✓	✓
認識の中止		ED		IFRS				✓	✓
排出権取引				ED	IFRS				✓
公正価値測定ガイダンス	DP	ED	RT		IFRS			✓	
金融商品 (既存の基準の置替え)	DP	AG					TBD	✓	✓
資本の特徴を有する金融商品	DP			ED			2011	✓	✓
財務諸表の表示	DP				ED		2011	✓	✓
政府補助金 ³							TBD		
プライベート企業のためのIFRS	ED		IFRS						
法人所得税		ED			IFRS			✓	✓
保険契約	DP			ED			2011		✓
リース		DP			ED		2011	✓	✓
負債 ⁴	ED			IFRS					
経営者による説明	DP		ED		CG				
退職後給付 (年金など)	DP			ED			2011	✓	

新基準及び 主要プロジェクト	直近の公表物	公表予定					最終公表物の予定	IASB-FASB 共同作業	
		2009 Q1	2009 Q2	2009 H2	2010 H1	2010 H2		MoU ¹	Joint ²
料金規制活動			ED				TBD		
収益認識	DP				ED		2011	✓	✓

脚注

- これらのプロジェクトは、IASB と IASB が基準設定のコンバージェンスを示すために達成することを合意したマイルストーンを設定した覚書（MoU³）の一部である。
- これらのプロジェクトは FASB との共同プロジェクトとして実行されている。「ジョイント・ベンチャー」及び「退職後給付」は、IASB では取り組んでいないものの、いずれについても、IASB は関連する IFRS を改善することをコミットしている。
- このプロジェクトに関する作業は一時中断している。
- 「負債」に関するプロジェクトは、IAS 第 37 号の改訂案を取り扱う。

基準の改訂	直近の公表物	公表予定					最終公表物の予定	IASB-FASB 共同作業	
		2009 Q1	2009 Q2	2009 H2	2010 H1	2010 H2		MoU	Joint
年次改善 2007-2009	ED		IFRS						
年次改善 2008-2010				ED	IFRS				
廃止事業 (IFRS 5)	ED		IFRS						✓
1株当たり利益 (IAS 33)	ED			IFRS					✓
組込デリバティブ (IAS 39/IFRIC 9)	ED	IFRS							
金融商品：開示の強化 (IFRS 7)	ED	IFRS							
IFRSの初度適用 (IFRS 1): 追加の免除規定	ED			IFRS					
負債証券への投資 (IFRS 7)	ED	IFRS							
ジョイント・ベンチャー	ED		IFRS					✓	
関連当事者の開示 (IAS 24)	ED			IFRS					
株式報酬：グループ企業による現金決済型取引 (IFRS 2とIFRIC 11)	ED		IFRS						

³ 2006年2月、IASB と FASB は覚書（MoU）「IFRS 及び米国会計基準のコンバージェンスのロードマップ—2006—2008年」を公表し、2008年9月には改訂版 MoU を公表している。

基準の改訂	直近の公表物	公表予定					最終公表物の予定	IASB-FASB 共同作業	
		2009 Q1	2009 Q2	2009 H2	2010 H1	2010 H2		MoU	Joint
概念フレームワーク⁵									
フェーズ A: 目的及び質的特性	ED		最終章						✓
フェーズ B: 構成要素及び認識					DP		TBD		✓
フェーズ C: 測定				DP		ED	TBD		✓
フェーズ D: 報告企業	DP			ED			TBD		✓
フェーズ E: 表示及び開示									✓
フェーズ F: 目的及び地位									✓
フェーズ G: 非営利企業に対する適用									✓
フェーズ H: 残りの論点									✓
リサーチ									
採掘産業		DP					TBD		
無形資産 ⁶							TBD		

脚注

5. IASB と FASB は、プロジェクトの個々のフェーズが完了次第、当該概念フレームワークの各章を改訂する予定である。
6. 2007 年 12 月に IASB はこのプロジェクトをアクティブ・アジェンダに追加しないことを決定した。各国基準設定主体（NSS）は将来のプロジェクトの可能性を探るべくリサーチを行っている。オーストラリア会計基準審議会（AASB）は、ディスカッション・ペーパー「内部創設無形資産の当初の会計処理」を公表している。

AD	アジェンダ決定（アクティブ・アジェンダにトピックを追加する）	AG	アドバイザー・グループ
CG	ガイダンスの完成	DP	ディスカッション・ペーパー
ED	公開草案	IFRS	国際財務報告基準
RT	円卓会議	TBD	未定

【議論の内容】

多くの SAC メンバーは優先順位の高い項目として、「G20 首脳宣言で示された項目（金融商品の時価、連結等）」、「米国とのコンバージェンスを達成するための MoU 項目」を挙げた。それ以外では、「概念フレームワーク」を挙げる意見も多かった。

「アジェンダの優先順位を決める規準は何か」（Ernst & Young 会計士）との質問に対して、Tweedie IASB 議長からは、「新プロジェクトを選択する一定の規準は、1 つはコンバージェンスで、その他は実務でのばらつき（diversity）であり、新規又は主要な取引についてガイダンスがない場合である。また、ボードがプロジェクトを選択する際、特に SAC の意見を聞いている」と回答された。

退職後給付について、「退職後給付債務の変動を純利益に含める IASB の議論により、退職後給付債務の変動が業績の一部となっている。財務諸表の表示プロジェクトで純利益の概念を決める前に業績の中身を決めることは意味がない」（欧州産業連盟（ACTEO））、「給付建約定の積立状況のすべての変動について、遅延認識をせずに、即時に純利益で認識すること、及び保険数理差損益をその他の包括利益で認識し、その後リサイクルを行わないことには同意できない」（米家 SAC 委員）との意見が述べられた。

さらに、「退職後給付会計の結論は、財務諸表の表示の結論が出るまで待つべき」（Deloitte 会計士）との意見に対して、IASB ボードメンバーからは、「当初、退職後給付費用と財務諸表の表示とを一緒に議論していたところ、異なるものを混ぜているとして批判されたという経緯があるため、退職後給付プロジェクトでは財務諸表の表示プロジェクトとは別に分解表示を取り扱っている」と説明された。

概念フレームワークを優先すべきとの多くの意見に対して、IASB ボードメンバーからは、「概念フレームワークは重要であるが、MoU に比べると優先されないと考えていたため少し驚いている」、「重要な誤解があり、概念フレームワークは基本的な疑問に対してそれほど役立たない」、「重要なのは概念フレームワークのどのフェーズが優先されるのかということであり、個人的には測定フェーズが最も重要と考える」と様々なコメントが述べられた。

金子 SAC 委員から質問(d)に対する回答として「ディスカッション・ペーパー（以下 DP）は全て文章であるため、現状と提案を簡潔に対照した表を掲載すべきである。DP では一般的な質問を 10 個以内に限定すべきである。また、IFRS へのアクセスについて、「結論の根拠」と「適用ガイダンス(Guidance on Implementing)」は有料であるため、IFRS の無料アクセスに向けた寛大な措置を取るべきである」との意見が述べられた。

これに対して、Tweedie IASB 議長からは、「DP についての意見は理解した。IFRS については、IASB 財団の財政基盤が整い次第、無料化を進めていきたい」との回答があった。

【SAC 会議参加者のコメント】

- 財務諸表の表示プロジェクトに関して、純利益には触れないとしているが、IASB は十分に業績の概念を定義できるのか。退職後給付の変動を純利益に含める議論をしているが、退職後給付の変動が企業の業績の一部となる。業績を定義する純利益の概念を決める前に何が業績であるのかを決めることは意味がない。（欧州産業連盟（ACTEO））
- 給付建約定の積立状況のすべての変動について、遅延認識をせずに、即時に純利益で

認識すること、及び保険数理差損益をその他の包括利益で認識し、その後リサイクルを行わないことには同意できない。このような処理は、多くの企業に対して深刻かつ不利な影響を与えることになる。反対する理由は、①長期的な性質のコストを即時認識することは妥当ではなく、②その他の包括利益で認識された項目はクリーン・サープラス関係を維持するためにリサイクリングが必要であり、③積立状況の変動のすべてを即時認識することで純利益は極端に不安定となるため、スムージングのメカニズムが必要であるからである。また、財務諸表の表示プロジェクトの方向性が明確となるまでは結論付けるのは尚早である。退職後給付費用を3つに区分して表示すべきではなく、同じ性質のものとして営業カテゴリーとすべきであり、仮に分解表示するとしても注記で足りる。（米家 SAC 委員）

- アジェンダの優先順位については、①一組の高品質な基準に向けた長期のコンバージェンス、②最近のトピックスである G20 の声明への対応、③将来の会計基準に根本的な影響を及ぼすことから概念フレームワーク、である。アジェンダに追加するものについては、いかに（how）公正価値を測定するかよりも、いつ（when）公正価値で測定するかが重要と考える（例えば、ハイブリッド CDO、公正価値オプション）。アナリストは、財務諸表の表示が改善されると信じているが、金融機関にとって財務諸表の表示プロジェクトには深刻な欠点があると考えており、現在のアプローチで問題ない。同様に IAS 第 37 号も、法的債務については現在のアプローチで問題ない。また、現在検討中の認識の中止については、銀行にとってはコンピューター・システム変更に長期間を要するため、合理的な実施移行期間を認めてもらいたい。（国際金融協会 / IBS）
- 金融危機対応である連結及び公正価値測定以外で重要と考えるのは、概念フレームワークと財務諸表の表示である。反対に、重要でないと考えるのは年金会計であり、年金会計の結論を出す前に、財務諸表の表示を解決すべきである。企業にとって大きな問題は、年金の変動を純利益で認識することにより、ボラティリティが生じることであり、利益の質を調整することが重要となる。ボードのアジェンダが一杯であることを前提とすると、リースや収益認識のように IFRS と米国会計基準にすでに存在している基準よりも、根本的な論点に焦点を当てるべきである。（Deloitte 会計士）
- MoU プロジェクトに現在は集中すべきであり、それ以外で重要なのは概念フレームワークである。我々は、原則主義の開示に係る概念フレームワークを主張している。（米国投資家アドバイザー委員会（ITAC））
- 連結と認識の中止は関連しており、連結の公開草案が公表されていることから、認識の中止はタイムリーに取り扱うべきである。（バーゼル委員会）
- MoU 項目については米国会計基準とのコンバージェンスの観点から理解するが、財務諸表の表示、保険会計、その他多くの項目は公正価値測定の議論に影響を受けるので遅らせるべき項目である。（世界銀行）
- IASB がアジェンダの優先順位をどのように決めているのかがわかりにくい。短期プロジェクトとしては金融危機対応が重要であり、連結と金融商品の開示についての検討は歓迎する。MoU 項目は重要であるが、その他の多くのプロジェクトについては、基準を変更することに直接のベネフィットがあるのか疑問である。財務諸表の表示は、一体性については歓迎する。年金会計について回廊アプローチを廃止したことは無意味である。バイサイドの投資家としては、「経営者の説明（Management

Commentary) 」を取り上げることには価値があると考え。 (英国保険協会/投資マネジメント協会 (IMA))

- アジェンダ・ペーパー3の第6項(d)、「IASBから大量に出る資料について利用者の助けとなることはあるか」について2点発言したい。第1点はDPである。「財務諸表の表示」と「収益認識」のDPを持ってきたが、各167頁と118頁と長くまた難しい。短気で結論を早く知りたいアナリストにとっては読みがたい代物だ。2つの改善を提案したい。最初はサマリーで、各6頁と7頁の要約があるが全て文章である。現状と提案を簡潔に対照した表を掲載すべきである。次は質問で、「財務諸表の表示」には27の極めてテクニカルな質問がある。正気の人ならこの質問を見たときにDPを投げ出すだろう。公開草案ならテクニカルな質問も許されるが、DPでは一般的な質問10個以内に限定すべきである。次に、IFRSへの廉価なアクセスについてコメントしたい。ASBJがIFRSを翻訳し、約260米ドルで販売した。高すぎるとASBJに苦情を言ったら、260ドルのうち200ドルはIASC財団へ支払われるとのことだった。260ドルのうちの200ドルは搾取と言うべきだ。関連して、今年の1月からIFRS本体はネットから無料で見られるようになった。大きな進歩として歓迎したい。ただし、いまだに「結論の根拠」と「適用ガイダンス(Guidance on Implementing)」は有料である。「結論の根拠」なくしてIFRSを理解するのは素人にとっては不可能である。日本も米国に次いでIFRS採用の工程表案を公開し、我々は会計基準が一つしか存在しない世界に向けて歩みだした。夢の時代が早く来るようにIASC財団とIASBは幅広い心をもってIFRSの無料アクセスにむけた寛大な措置を取るべきである。(金子 SAC委員)

IV. 財務諸表の表示

2008年10月、IASBとFASBは、財務諸表の表示に関するディスカッション・ペーパー(DP)を公表した(コメント期限は2009年4月14日)。本DPでは、財務諸表の表示に関する3つの目的(一体性の目的、分解の目的、流動性及び財務的弾力性の目的)が掲げられており、財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書の行項目等が連携されること、包括利益計算書は単一の計算書とされ、当該計算書において包括利益及び当期純利益が表示されること、キャッシュ・フロー計算書は直接法で作成されなければならないこと、さらに、新たな注記として、キャッシュ・フロー計算書から包括利益計算書への調整表が求められることが提案されている。

DPの提案では、次の表のようなセクション及びカテゴリーで財務諸表にその情報を表示しなければならないとされる(セクション名は**太字**で記載され、セクション内で必要とされるカテゴリーは箇条書きで示されている)。

財政状態計算書	包括利益計算書	キャッシュ・フロー計算書
事業 <ul style="list-style-type: none"> 営業資産及び負債 投資資産及び負債 	事業 <ul style="list-style-type: none"> 営業収益及び費用 投資収益及び費用 	事業 <ul style="list-style-type: none"> 営業キャッシュ・フロー 投資キャッシュ・フロー
財務 <ul style="list-style-type: none"> 財務資産 財務負債 	財務 <ul style="list-style-type: none"> 財務資産収益 財務負債費用 	財務 <ul style="list-style-type: none"> 財務資産キャッシュ・フロー 財務負債キャッシュ・フロー
法人所得税	継続事業（事業及び財務）に係る 法人所得税	法人所得税
廃止事業	廃止事業 （税金控除後）	廃止事業
	その他の包括利益 （税金控除後）	
所有者持分		所有者持分

【議論の内容】

本プロジェクトについて、「提案されているモデルは革命的であり、基準が適用される前に、インパクト分析に重点を置く必要がある」（国際企業ガバナンスネットワーク/APG インベストメント）、「この時期に会計基準を変更することを優先する理由を説明することは困難である。特定の項目についてそのまま進めることには納得していない」（国際金融協会/UBS）との意見が述べられた。

セクション及びカテゴリーの区分については、「投資と財務の区分には困惑している」（カメルーン会計士）、「金融機関にとっては、営業・投資・財務に区分することはほとんど意味がなく、ほとんどのビジネスは営業である」（国際金融協会/UBS）との意見が述べられた。

また、マネジメント・アプローチについては、「比較可能性に問題がある」（カメルーン会計士、英国保険協会/投資マネジメント協会（IMA））「意思決定において日和見的な考えが先行するため満足していない」（国際企業ガバナンスネットワーク/APG インベストメント）との懸念が示され、作成者の立場からマネジメント・アプローチに賛同している SAC メンバーより、「アナリストは選好しておらず、根本的に考え方が一致していない」（国際金融協会/UBS）との指摘がなされた。

直接法によるキャッシュ・フロー計算書については、「オーストラリアで採用されており、基準の変更に当たり大きな問題ではない」（豪グループ 100）、「間接法による情報から直接法に再加工するのは困難であり、時には不可能となっている」（米 CFA アナリスト）、「コストの問題があることを認識しているものの、直接法を好む」（英国保険協会/IMA）という賛成する意見に対し、「IASB と FASB は、間接法ではどのような重要な情報が欠けているのかを示す必要がある」（韓国基準設定主体）、「キャッシュ・フロー計算書と調整表には大きな懸念がある」（国際保険監督機構）、「直接法によるキャッシュ・フロー計算書と調整表は無用のコストをかける。連結ベースでキャッシュ・フロー

計算書を作成するには子会社から詳細な情報を入手しなければならず、統合会計システムの導入が必要とされる」（米家 SAC 委員）との懸念を示す意見が述べられた。

金子 SAC 委員からは、「アナリストの見方には地域的なバイアスがあり、北米のアナリスト、特に CFA 協会は直接法を強く提唱しているのに対し、欧州のアナリストはキャッシュ・フロー計算書と貸借対照表、損益計算書との調整が情報不足で出来ないことに不満を持っているが、直接法自体を強く要求しているわけではない。これに対し、日本のアナリストからキャッシュ・フロー計算書についての不満を聞かないのは、日本の財務諸表の開示勘定科目は政府によって決められており、米国や欧州の財務諸表よりも勘定科目が多いので調整に困らないからである」との見解が述べられた。

【SAC 会議参加者のコメント】

- 区分方法の規準はマネジメントに委ねられているため、比較可能性に問題がある。投資と財務の区分には困惑しており、明確にする必要がある。（カメルーン会計士）
- 「マネジメント・アプローチ」という名称は、マネジメントが何でもできると誤解を与えるので、他の名称がよいかもしい（“Entity approach”を提案）。韓国では、どれだけの企業が直接法によるキャッシュ・フロー計算書を用いているのかわからないが、韓国企業からは、直接法のキャッシュ・フロー計算書はコストがかかるが、それに見合うだけのベネフィットがなく、また、連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合、子会社からすべての情報を入手しなければならないと言われている。直接法に価値があるのであれば、実務では間接法ではなく直接法を用いていたはずである。したがって、IASB と FASB は、間接法を用いることでどのような重要な情報が欠けているのかを示す必要がある。XBRL が浸透する中でも、アナリストが直接法による情報を入手できないことを示し、直接法が重要であることを説得する必要がある。（韓国基準設定主体）
- 提案されているモデルは革命的であり、基準が適用される前に、インパクト分析に重点を置く必要がある。意思決定において、日和見的な考えが先行するため、マネジメント・アプローチを参照することには満足していない。しかし、マネジメントにそれほど柔軟性が認められていないことは理解している。区分方法を変更する場合、会計方針の注記で開示することから、会計方針と注記の中身が充実していれば、マネジメント・アプローチを排除することができる。（国際企業ガバナンスネットワーク/APG インベストメント）
- CFA ペーパーでは、直接法によるキャッシュ・フロー計算書、性質別による表示、期首と期末の貸借対照表間の調整表を主張している。直接法によるキャッシュ・フロー計算書は、間接法よりもずっと有用であり、間接法による情報では直接法を再加工するのは困難であり、時には不可能となっている。（米 CFA アナリスト）
- まず、この時期に会計基準を変更することを優先する理由を説明することは困難である。次に、金融機関にとっては、営業・投資・財務に区分することはほとんど意味がない。ほとんどのビジネスは営業である。また、私が唯一賛同しているマネジメント・アプローチの考え方に対して、財務諸表利用者、アナリストは選好しておらず、根本的に考え方が一致していない。最後に、調整表は私の意見では意味がない。特定の項目についてこのまま進めることには納得していない。（国際金融協会/UBS）

- 直接法によるキャッシュ・フロー計算書はオーストラリアで採用されており、基準の変更に当たり大きな問題ではない。（豪グループ100）
- キャッシュ・フロー計算書と調整表には大きな懸念がある。どのようなベネフィットがあるのか説明されていない。ドイツの金融機関で大きな懸念がある。大規模の金融機関は、本当にうまく行くとは考えていない。（国際保険監督機構）
- DP へのコメントに当たり、我々は、英国においてもコストの問題があることを認識しているものの、直接法を好むとしている。最大の懸念は、マネジメント・アプローチであり、マネジメント・アプローチの導入によって、フレームワークにおける比較可能性に反することを説明することになる。（英国保険協会/投資マネジメント協会（IMA））
- キャッシュ・フロー計算書についてのアナリストの見方には地域的バイアスがある。北米のアナリスト、特に CFA 協会は以前から直接法を強く提唱している。ヨーロッパのアナリストはキャッシュ・フロー計算書と貸借対照表、損益計算書との調整が情報不足で出来ないことに不満を持っているが、直接法自体を強く要求しているわけではない。これに対し、日本のアナリストからキャッシュ・フロー計算書についての不満を聞いたことはあまりない。この理由は、日本の財務諸表の開示勘定科目は政府によって決められており、米国や欧州の財務諸表よりずっと勘定科目が多いので調整に困らないからである。4月にアナリスト協会の全会員を対象にした意見調査をするので、6月のSAC会議で調査結果をお知らせできればと思っている。（金子SAC委員）
- 日本の作成者の間には次のような不満がある。直接法によるキャッシュ・フロー計算書と調整表は無用のコストをかける。連結ベースでキャッシュ・フロー計算書を作成するには子会社から詳細な情報を入手しなければならず、統合会計システムの導入が必要とされる。（米家SAC委員）

V. 世界的金融危機

1. IASBの金融危機対応の内容

国際会計基準審議会（IASB）は、世界的な金融危機への対応の一環として、2008年11月のG20首脳によるサミットで提言された事項⁴を取り扱うために一連の決定を行った。

(1) 連結及びオフバランス・シート項目の会計処理の改善

公開草案「連結財務諸表」が2008年12月18日に公表され（コメント期限は2009年3月20日）、どの企業を支配しているかを識別するための規定を強化・改善するための提案が行われた。

⁴透明性と説明責任を強化するため、2009年3月末を期限として、①市場混乱時における、複雑で流動性のない商品の価格評価も考慮に入れた証券の価格評価ガイダンスの強化、②非連結特別目的会社の会計及び開示に関する脆弱性への対処、③金融安定の促進の観点から、透明性、説明責任及び国際会計基準設定主体と関係当局との適切な関係を確保するための当該基準設定主体のガバナンスの一層の強化等が提言されている。

(2)認識の中止

公開草案「認識の中止」が2009年3月31日に公表され（コメント期限は2009年7月31日）金融資産及び負債の認識の中止について取り扱われている。

(3)金融商品（短期）

① IAS 第39号の改訂（金融資産の再分類）

欧州委員会から、IFRS適用企業と米国企業とのこの分野における競争条件の均等化の要請を受けて、IASBはIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を改訂し、特定の状況において一定の金融資産を再分類することを容認した。

② 金融商品についての開示を改善する公開草案

2008年10月に公表されたIFRS第7号「金融商品：開示」の改訂公開草案は、公正価値による測定値が全体として分類される公正価値ヒエラルキーのレベル、重要性のある観察不能なインプットを評価技法に投入することで得られた公正価値の測定値、及び公正価値ヒエラルキーの異なる階層間の異動についての開示を求めている。また、「流動性リスク」の定義の明確化、流動性リスクに関する定量的開示の改善、流動性リスクに関する定性的開示と定量的開示の関係の強化の改訂提案も含まれている。IASBは、2009年1月の会合で受領したコメントについて討議し、提案の大半をそのまま維持することとし、2009年3月に最終改訂基準を公表した。

③ 活発でなくなった市場における公正価値測定の適用に関する教育ガイダンス

本ガイダンスはIASBスタッフが作成した要約文書と、この問題を検討するために創設された専門家諮問パネルの最終報告書という形式をとっている。要約文書は、専門家諮問パネルによる報告書の背景を説明するとともに、活発でなくなった市場における金融商品の公正価値測定に関連する重要な問題に焦点を当てている。

専門家諮問パネルの報告書は、財務諸表の利用者、作成者及び監査人、並びに規制当局者等からなる専門家集団による会合の要約である。報告書の中で当該パネルは、市場が活発でなくなった場合に専門家が公正価値の測定のために利用する実務と、そのような状況における公正価値開示の実務を明確にした。本報告書は、公正価値の測定と開示の際に使用するプロセスと、行うべき判断についての有用な情報と教育的ガイダンスを提供するものである。

④ 減損

IASBとFASBの基準はそれぞれ異なる減損規定を定めており、両審議会はそのスタッフに、減損損失の戻入れに関する現行の規定をどのように改訂することができるのか一緒に検討し、その結果を両審議会に報告するよう求めた。両審議会は、2009年において喫緊の広範なプロジェクトの一環として減損の問題全体についても取り扱うこととしており、金融危機諮問グループ（FCAG）が検討すべき論点ともなる。

⑤ 金融資産が再分類される場合には、組込デリバティブが確実に評価され分離されるようにする

円卓会議⁵で関係者から出された要請を受け、IASB は公開草案「組込デリバティブ」(IFRIC 第 9 号「組込デリバティブの再査定」及び IAS 第 39 号の改訂提案)を 2008 年 12 月に公表した。その公開草案は、すべての組込デリバティブを評価し、必要がある場合には財務諸表で区分処理しなければならないことを明確にすることを提案している。なお、2009 年 3 月に最終改訂基準が公表されている。

⑥ 公正価値オプションをはじめとする金融商品に関するその他の論点

円卓会議に参加していた財務諸表利用者のほとんど全員が、すべての論点を適切に検討することなく、公正価値オプションからの再分類を今の時点で容認することは、財務報告を改善することにも、金融市場における投資家の信頼を回復することにもならないだろうと述べていた。IASB 及び FASB は、このような利用者の見解は説得力があると考え、公正価値オプションの変更は、金融商品に関する会計処理のより広範な精査の一環としてのみ行うべきであると考えている。

2. SAC メンバーに対する質問

世界的金融危機を受けての IASB の活動の概要が説明され、それらの活動及び IASB が提案している活動の適切性について SAC メンバーの見解を求められた。

- (a) IASB は金融危機に対し、適時かつ的確な方法で対応しているか。
- (b) IASB の金融危機への対応には透明性があったか。
- (c) 金融危機への対応において、IASB はどのようにすればその役割をより良く伝えることができたか。

【議論の内容】

1. 金融危機対応

最初に Tweedie IASB 議長から、「IASB が、金融危機に対処する際に、公正価値が今回の危機を増幅する原因である等、既存の金融商品会計基準について攻撃を受けている。公正価値は完全ではないが、評価モデルも完全ではない。取得原価を代替的方法とするならば、金融危機が本当に生じた後にも危機には気付かなかつたであろう。1990 年代の日本の経験が参考となる。昨年、渡辺金融担当大臣（当時）は、貸出債権の損失をもっと早く認識していれば、当時の危機に迅速に対応できたであろうと述べた。我々は、資産は適切に評価されなければならないことを強く感じた」と述べられた。この発言を受けて、金融庁からは、「日本における不良債権問題の教訓においては開示が重要であった。IFRS はグローバルな基準となるために、今後はグローバル基準設定主体としての説明責任を果たす必要がある」と指摘された。

「公正価値オプションの論点は、2008 年に開催された円卓会議で IAS 第 39 号の変更で広範な精査の一環で取扱われるべきとされている。また、減損についてもどのようになるのか」(欧州委員会)との質問に対して、IASB ディレクターからは、「公正価値オプションは、IAS 第 39 号及び米国会計基準を置換えるより広いプロジェクトの一部であると見ている。両審議会は、2009 年 3 月から当該プロジェクトの議論を開始する。減損につい

⁵ IASB 及び FASB は、世界的な金融危機に関連した財務報告の問題点を検討するため、2008 年にロンドン(11 月 14 日)、ノーウォーク(11 月 25 日)及び東京(12 月 3 日)で円卓会議を開催した。

では FCAG が前回の会議から議論を開始したところであり、減損モデルに関しては何が最善の会計処理であるのかを3月の共同会議で検討すると考える」と回答された。

透明性と安定性の問題について、Tweedie IASB 議長からは、「我々の仕事はできるだけ経済実態を示すことであり、金融安定化は規制当局の仕事である」とコメントされた。これに対して、「金融制度を安定させるためには透明性の向上が不可欠である」（金融庁）、「金融安定化は会計基準の開発において考慮されなければならないが、会計数字を犠牲にしてまで重視するものではなく、数字はありのままであればならない」（北米保険会社グループ）、「会計基準は金融危機の原因ではないと考えるが、いくらか寄与する面があるため、我々には関係なく規制当局の問題であるとするならば批判されることになる」（国際金融協会/UBS）との意見が述べられた。

また、「金融商品の再分類に関する IAS 第 39 号の改訂は、現実をよりよく忠実に表現することになるのか、あるいは米国会計基準との調整のための政治的な決定であるのか」（カメルーン会計士）との質問に対し、Tweedie IASB 議長から「我々は、2つの基準の間で規制当局の裁定につかまった。カーヴ・アウトの手法に訴えれば、欧州の金融機関は、開示規定もなく、いかなる項目であっても、いかなる価額でも振り替えることが可能となり、欧州の会計は制御できないこととなる。したがって、振り替える場合、影響額を開示させることとした。こうしたことが二度と起こらないことを望んでいる」との説明が行われた。

金子 SAC 委員からは、日本証券アナリスト協会による IASB の金融危機対応に関するアンケート結果⁶の紹介が行われ、「財務諸表ユーザーは会計基準設定の独立性を守るために少なくとも IASB に心理的サポートを提供する用意があることを理解して欲しい」とコメントされた。

3. 金融商品会計基準の簡素化に関する投票

Tweedie IASB 議長から、今後の金融商品の評価方法について次のどれが良いかの質問があった。

- (1) すべての金融商品について公正価値評価
- (2) 売却可能 (AFS) 及び満期保有目的を削除し、公正価値又は償却原価による混合属性モデル
 - (i) 区分は経営者の保有目的による（主観的規準）
 - (ii) 区分は次のいずれかの客観的規準による
 - a. 市場で取引されている（traded）場合、公正価値（例えば、国債は AFS 又は満期保有目的に分類することは認められず、公正価値で測定される）で、減損の規定はない。その他は償却原価（減損の規定あり）。
 - b. 契約で将来キャッシュ・フローが決められている場合（債券、融資）、償却原価で、その他は公正価値。

挙手により SAC メンバー個人の意見が確認されたところ、(1)の支持者はわずか2名(1名は米国の会計アナリスト、もう1名は同じく格付アナリスト)であり、(2)については、18名が(i)、14名が(ii)を支持した。さらに、仮に(2)(ii)を取った場合にはという質問には過半数(26名)がa.を支持した。

⁶ 脚注1参照

【SAC 会議参加者のコメント】

- 我が国における不良債権問題の教訓においては開示が重要であった。不良債権の定義を拡大させ、正確な開示に対して市場から信頼を得られたことが安定性回復につながった。IFRS はグローバルな基準となるために、今後はグローバル基準設定主体としての説明責任を果たす必要がある。日本も IFRS 採用に向けての工程表案を公表したところであり、各国と手を携えて危機の克服に向けて歩んでいきたい。（金融庁）
- アセット・バック証券のように不安定な証券に対する評価方法の適用の問題は、将来の審議にとって非常に重要であると考え。規制当局が何をしようとも、一般目的の財務諸表である限り、Dynamic provisioning⁷の適用は大きな懸念である。第一に取り上げるべきなのは評価の問題であり、減損はその次である。最後に、金融安定化は会計基準の開発において考慮されなければならないが、数字を犠牲にしてまで重視するものではなく、数字はありのままであればならない。（北米保険会社グループ）
- アジェンダ・ペーパー⁵の質問に対しては、IASB の対応は少し遅く、もう少し積極的なコミュニケーションを主催できたであろうと考える。改善のためにはフィードバックと多くの情報が必要である。会計基準は金融危機の原因ではないと考えるが、いくらか寄与する面があるため、我々には関係なく規制当局の問題であるならば批判されることになる。我々は、貸倒費用の会計処理について 2 ステップアプローチを主張している。第一段階では、現行のフレームワークにおいて追加的な議論に携わるとともに、第二段階では、現行のフレームワークを修正改善することに関与しなければならない。金融安定化及び Dynamic provisioning について率直に議論して関係者にフィードバックする必要がある。（国際金融協会/UBS）
- 昨年 11 月に当協会が行った会員アンケート⁸によれば、結論は最初の 3 行（アナリストは時価評価を支持：危機対応の会計基準変更には警戒的）に明らかである。また、アンケート回答の趣旨に基づいて IASB の金融危機対応に関する 3 つの質問（「2. SAC メンバーに対する質問」参照）について回答したい。第 1 に対しては、適時はイエス、的確はノー。日本のアナリストは債券の保有目的変更を容認した IASB の姿勢は軟弱で、もっと強い IASB を見たかったと思っている。第 2 に対しては、答えはノー。IASB はデュープロセス（関係者の意見聴取）を無視し、アナリストはこれを嫌っている。第 3 は最も重要で面白い質問。私は昨年 11 月の ARG 会議に出席し事態を理解できたが、こうした背景情報は IASB の HP ではほとんど伝えられなかった。しかし、もう少し率直に困難な状況を伝えることは可能だっただろう。財務諸表ユーザーは会計基準設定の独立性を守るために IASB を支援する、少なくとも心理的サポートを提供する用意があることを理解して欲しい。（金子 SAC 委員）
- 金融商品の会計を巡るいくつかの個別問題（①市場が活発でない金融商品の測定に関する詳細な指針、②金融商品に関連する収益認識の問題、③トレーディングと公正価値オプションカテゴリーに分類される範囲、④債券等の公正価値評価によって認識される利得の意味、⑤売却可能有価証券の信用リスク部分とそれ以外を区別する必要性、⑥有価証券の減損の戻入）を取扱うべき。（IOSCO）

⁷ 貸付金の引当金の方法として、長期間の統計データを基礎として、引当金の計上額が経済状況の変動を受けにくい方法が提案されている。これは発生損失モデルを採用している IAS 第 39 号と相容れない考え方とされる。

⁸ 脚注 1 参照

- ボードは緊急危機対応のために近視眼的になって、財務会計を改善するための長期目標を見失ってはならない。（投資家テクニカルアドバイザー委員会（ITAC））

VI. 定款変更

IASC 財団の定款見直しは2つのフェーズに分けて行われている。第1部（主要国の証券規制当局により構成されるモニタリング・ボードの創設とIASB ボードメンバーの拡充）については、2008年7月に公開草案が公表され（コメント期限は9月20日）、2009年1月の評議員会にて決議が諮られた。

第2部（①IASC 財団の目的、②IASB 財団（IASB）のガバナンス、③評議員会の構成、責務と権限及び資金調達、④IASB のアジェンダ設定プロセス及びデュー・プロセス、⑤SAC の構成、手続き及び権限）については、2008年12月に公開草案が公表されている（コメント期限は2009年3月31日）。

今回の会議では、定款見直しの第2部の論点について、SAC メンバーに対して以下の質問が行われた（アジェンダ・ペーパー6）。

- (a) 審議会は、IFRS の適用範囲を非営利団体や公共部門にまで広げることを検討すべきか。
- (b) 基準開発において、原則主義のアプローチをとる旨を定款で明確に言及すべきか。
- (c) IASB は、（緊急性の高い案件に対処するため）ファスト・トラック手続を公式に備えるべきか。
- (d) 2つ以上の言語で文書を公表するような場合、IASB は、IFRS の翻訳にあたってより強力な役割を果たすべきか。

【議論の内容】

SAC メンバーによる議論を受けて、Cherry SAC 議長は次のように要約した。

- 質問(a)：ほとんどのメンバーは、範囲の拡大に反対している。
- 質問(b)：会計基準は原則主義でなければならないが、これを定款に追加することが本当に前進となるのかには多くのメンバーは懐疑的である。
- 質問(c)：ファスト・トラックについては、最低限のデュー・プロセスにより、評議会に柔軟性が認められることになる。しかし、基準開発においては、すべての関係者がコメントするための合理的な機会を認める必要がある。
- 質問(d)：翻訳を行うこと自体はIASB 及びIASC 財団の役割ではないが、翻訳の品質管理について一定の役割を果たすべきである。

その他、「モニタリング・ボードについて屋上屋を重ねるもの」（韓国基準設定主体）との批判があったことに対し、金融庁からは、「屋根ではなく、説明責任を果たすツール。将来の適用の広がりを考えれば、これでも十分ではなく、他にも多くの対応が必要。」と回答された。

【SAC メンバーのコメント】

- 定款の見直しは5年に1回。5年後には、多くの国でIFRS が使用され、何十億人の経済に影響を与えうる見通しであり、今回の定款の見直しは非常に重要である。世界

報告事項（1）

の関係者による IASCF や IASB の見方を劇的に変える必要がある。将来を想像しながら何が必要かを検討すべきである。（金融庁）

- アジェンダ・ペーパー6 の質問(b)～(d)についてコメントしたい。(b)「原則主義の基準」による基準開発には賛成だが、この文言を定款に書き込む案には反対。理由の第1は定款に書くには技術的すぎると思えるため。第2は定款に書かれると、将来、市場の要求に柔軟かつ適切に対応しない言い訳に用いられる懸念があるため。(c)緊急案件のための「ファスト・トラック」手続設定にも反対。濫用されて、何でもファスト・トラックになる懸念があるため。(d)IASB は IFRS 翻訳についてより強い権限を持つべきか。日本では会計基準は一般に受け入れられている必要がある。このためには日本語でなくてはならず、翻訳は極めて重要な問題。ただし、ここに IASB が介入するのはコストの点で問題。なぜならば、世界中の百数十カ国に翻訳ニーズがあり IASB の手に余る。翻訳は信頼できる地元のパートナー、例えば会計基準設定主体に権限委譲すべきである。（金子 SAC 委員）

以 上